

食品等の違反の過去情報

公表年月日	違反品名	違反の理由	違反の内容	施設所在地	措置状況	備考
令和6年 10月15日	えび	食品衛生法第13条 第2項違反	ピロ亜硫酸ナトリウム（添加物）を使用し、二酸化硫黄として、0.24g/kgが残存（使用基準：ピロ亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、えびのむき身の1kgにつき0.10g以上残存しないように使用しなければならない）	茨木市	加工者に対して販売しないことを指導	年間検査計画による収去検査により発見
令和6年 7月24日	ねぎ	食品衛生法第13条 第2項違反	農薬（アトラジン）が残留基準を超えて0.03ppm検出（基準値（ねぎ）：0.02ppm）	茨木市	輸入者に対して回収命令	国のモニタリング検査により発見 （輸出国：中華人民共和国）
令和6年 7月16日	だいこん	食品衛生法第13条 第2項違反	農薬（ホスチアゼート）が残留基準を超えて0.06ppm検出（基準値（だいこん類の根）：0.05ppm）	北海道	販売者を管轄する自治体（北海道）へ通報	年間検査計画による収去検査により発見